

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

## ◇ 告 示 目 次

家畜伝染病の発生  
鶏等の出入及び移動を禁止する区域の指定

## 告 示

### 鳥取県告示第四百五十九号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

家畜伝染病の種類	家畜の種類	羽数	発生年月日	発生場所
ニューカッスル病	鶏	三、〇五七	昭和四十九年五月十七日	境港市新屋町

### 鳥取県告示第四百六十号

ニューカッスル病のまん延を防止するため、ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第二条の規定に基づき、鶏、あひる、その死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の出入及び移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和四十九年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

境港市新屋町